

2020年5月27日

緊急事態宣言の解除を踏まえた坂戸ガスの当面の取り組みについて

坂戸ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

坂戸ガスは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまで対策本部（本部長：筋野社長）を設置し、エネルギーの安定供給・安全確保に最大限努めるとともに、お客さまならびに弊社従業員の健康や安全を確保する観点から必要な対策を講じてまいりました。

今般、5月25日をもって緊急事態宣言は解除されましたが、今後も取り巻く情勢の変化に合わせて適宜必要な対策を講じることで、お客さまのご要望にお応えしながら、エネルギーの安定供給・保安の確保に努めてまいります。お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. お客さま向け業務に関する取り組み

項目	内容
お客さま宅での作業	<p>○お客さま宅内で一定の作業時間を要する業務は、作業時のマスク着用ほか感染対策を徹底した上で実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・メンテナンスサービスに伴う点検作業・ガス設備定期保安点検（法令に基づき、全てのお客さまに対し4年に1回以上の頻度で実施しているガス設備の点検作業） <p>○お客さまのご要望に基づく業務は、作業時のマスク着用を徹底した上で実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ガス開閉栓作業（法令に基づき、ガスの使用開始にあたり実施するガス設備の点検・ガスメーターの開通作業、使用停止にあたり実施するガスメーター閉止作業）・ガス機器の取り付け・修理作業等については、日常生活を維持するうえで支障のなるもの
料金関係	<p>○ガス、電気料金の2・3・4・5・6月検針分の支払い期限の延長</p> <p>※生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」および「総合支援資金」の貸付を受けたお客さま、同資金の貸付申込をされたお客様、休業・失業等により一時的に料金のお支払いが困難であると当社が判断したお客様の支払い期限延期を当社にお申し出いただいた場合に適用します。</p>

2. エネルギーの安定供給・保安確保に向けた取り組み

項目	内容
原料調達	○武州ガス(株)から導管にて受け入れているため影響はありません。
供給/緊急保安	○通常どおり継続中 ○交代勤務の実施と座席の分散配置により感染リスクを低減
資材調達等	○ガスメーター、ガス漏れ・ガス機器故障の修理に必要な資機材等の確保済み

3. 当社従業員に関する取り組み

項目	内容
予防	○入社前の検温、発熱（37.5℃以上）の症状がある場合は会社を休むことを徹底
通勤	○希望者には、マイカーまたは社用車での通勤の実施
勤務形態等	○従業員の感染リスクを低減するため、ソーシャルディスタンスを確保しての座席配置による勤務体制の継続、時差出勤の実施。
出張、イベント、会議等	○出張は当面の間原則中止もしくは延期 ○弊社主催の集客・来場を伴うイベントは当面の間原則、中止 ○社内外の会議は原則、禁止 ○社内外の懇親会の開催・参加の禁止

以上